地域金融の将来

学籍番号 51-1188002

東京大学公共政策大学院法政策コース1年 仲野健太

要旨

本稿では、厳しい経営環境にある地域金融機関を今後いかに持続させるかという観点から、 行政ないしは地域金融機関が採るべき施策について検討した。まず、少子高齢化、マイナス 金利政策などを理由とした地域金融機関の収益性の低下が今後も予想されることに鑑みると、 地域金融機関は、コスト削減を図る、及び新たなビジネスモデルを確立させることが必要と なる。そこで、1 都道府県につき 1 地域金融機関といった地域的独占・寡占状態に移行させ た上で、その役割をコンサルティング機能にシフトする必要があるのではないかと考えられ る。もっとも、現在の制度の下では、そうした状態に移行することは困難である。なぜなら、 地域的独占・寡占状態に陥るような経営統合が独占禁止法上、認められず、仮に認められた としても、金融行政及び地域金融機関にとって望ましくない条件が課せられることとなる可 能性があるからである。加えて、政府系金融機関と地域金融機関の金融仲介機能が競合して おり、政府系金融機関との差別化を図る必要がある。そこで、こうした問題を解決するため に独占禁止法の適用を除外するため、同法を改正するべきである。更に、地域金融機関は現 在の強みを活かすため、その役割を金融仲介機能からコンサルティング機能に変革する必要 があるのではないか。したがって、今後の地域金融機関の持続可能なビジネスモデルを確立 するためにも、円滑な経営統合のための独占禁止法改正、及びコンサルティング機能への特 化が求められると言えよう。

目次

- 1.はじめに
- 2.経営環境の変化に伴う経営状況の悪化
- 3.地域金融の将来像~1 県1行スタイル~
- 4.現状における課題
 - 4.1.今後の経営統合が直面する課題
 - 4.1.1.独占禁止法上の弊害
 - 4.1.2.独占禁止法上の弊害に対する応急措置
 - 4.2.金融仲介機能の競合
- 5.必要とされる解決策
 - 5.1.独占禁止法の適用緩和
 - 5.1.1.独占禁止法の改正
 - 5.1.2.ローカル・マネジメント法人の導入
 - 5.2.金融仲介機能からコンサルティング機能へ
- 6.結論

参考文献·参考資料

1.はじめに

2040 年、全国の 896 市区町村(全国の 49.8%)が「消滅」の危機に直面するとの試算が「日本創成会議」の人口減少問題検討分科会により算出されて以来、地方創生の必要性が霞ヶ関、地方自治体、民間企業、マスメディアにおいて叫ばれている。では、なぜ地方の過疎化が問題として取り上げられるのか。その理由として、増田(2014)は、都市、特に東京が現在、人口を維持できているのは地方から人の流入があるからであり、地方が滅びれば、出生率の低い東京は人口を維持しえなくなり、東京、ひいては日本全体が消滅しうると指摘している。

したがって、地方創生は日本全体の問題であるということができる。また、総務省の調べによると、地方公共団体が考える人口流出の要因として、「良質な雇用機会の不足」を9割近くの地方公共団体が問題視している¹。こうした問題の背景には、地方の若者が地方経済の縮小から都市部へ雇用を求め、地方を離れていることが考えられ、地方経済の活性化は地方創生の観点からも不可欠といえる。もっとも、地方経済の心臓となるべく存在である地域金機関²の経営環境は厳しいと言わざるをえない。マイナス金利政策、少子高齢化による地方における人口減少などの経営環境の変化を受けて、地域金融機関の収益性は低下している。

そこで、本稿では今後も経営状況の悪化が予想される地域金融機関について、その将来像を描きつつ、行政と地域金融機関は、いかなる施策を講じていくべきかを考察することとする。

2.経営環境の変化に伴う経営状況の悪化

地域金融機関の経営状況と聞くと、業績の悪化を想起することが多いかもしれないが、当

¹総務省. "第 1 部第 4 章 社会的課題解決に役立つ ICT 利活用 第 1 節 人口減少社会の 到来とその処方箋". 「平成 29 年度 情報通信白書」. p.170-175.

http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/pdf/n4100000.pdf, (参照 2018-07-27).

² 本稿では、地域金融機関の定義として、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合を 指すこととする。

期純利益は好調に推移している³。その理由としては、信用コストの減少、及び有価証券(国債) の売却が挙げられる。しかしながら、金融機関の実力を測る指標の 1 つである資金利益は 7 年連続の減少に転じている。資金利益とは、貸出金利から預金利息を控除したものをいい、貸出金利の減少により、総じて資金利益も減少することとなった。そこで、なぜ貸出金利が減少したかが問題となる。

菅谷(2017)は、貸出金利の減少をもたらす経営環境の変化として、①超低金利の長期化、② 高齢化・人口減少、③地域金融機関間の競争の激化を挙げている。

①についてみると、2013 年 4 月の量的質的金融緩和、2016 年 1 月のマイナス金利政策、2016 年 9 月の長短金利操作付き量的質的金融緩和の影響により、国内銀行の貸出金利は低下した。また地域金融機関は都市銀行に比べ、収益源が限定されているため、地域金融機関の貸出金利は特に低下することとなった。

また②に関して、国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、2030年以降、全都道府県で人口が減少し、2045年には65歳人口が50%を超える市町村が3割以上となると推定されている4。その結果、地方銀行は「規模の縮小」(以下の(1)に該当する)と「収益性の低下」(以下の(2)に該当する)の二重苦に苦しむことになると菅谷(2017)は述べている。まず人口減少により(1)預金、貸出金が減少する。その結果、(2)保有残高の多い高齢層の割合が高まるが、預金は貸出金ほど減らないため、預金よりも貸出金の残高減少幅が大きくなり(預貸ギャップが拡大)、それに伴い預貸金利鞘(=貸出金利-預金金利)が縮小することになる。

そして③に関して、菅谷(2017)は、こうした低金利の中で、各地域金融機関は、利回り低下による利息減少分をカバーすべく、貸出金の量的拡大を図ろうとし、都市部へ顧客獲得のため進出しようとするため、更に貸出金利の低下に拍車がかかると指摘している。

なお、貸出金利息の低下に直接関連しないが、金融業界に大きな影響を与えうる存在とし

³ 以下で触れる菅谷(2017)は、地方銀行における経営状況の悪化を指摘しているものの、その主張は信用金庫、信用組合についても妥当する。

⁴国立社会保障・人口問題研究所. 「日本の地域別将来推計人口(平成 30 年推計)」. http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson18/1kouhyo/yoshi.pdf, (参照 2018-12-13).

て、FinTech が挙げられる。FinTech とは、「主に、IT を活用した新しい金融サービスを指す、金融(Finance) と技術(Technology)を掛け合わせた造語」である5。そして、FinTech による金融サービスを提供する FinTech 企業はカテゴリーキラーとしてサービスの範囲を拡大させているため、既存の金融機関は顧客との接点を失い、金融サービスの主導権を FinTech 企業に奪われ、更に低価格なサービスの登場により、価格競争に巻き込まれ、収益性が低下する可能性等が指摘されている(小島・田實(2017))。

しかしながら、最近では FinTech を利用した業務プロセスの改善、新規事業の開発による 収益性の向上という可能性に注目し、既存の金融機関が、FinTech 企業等の外部技術やアイ デアを積極的に活用するという金融のリバンドリング(rebundling:再結合)が進んでいる。

もっとも、先進的な地域金融機関は FinTech 導入について積極的姿勢を見せているものの、 都市銀行に比較すると限定的であり、情報収集にとどまる地域金融機関も多いと遠藤(2017) は指摘している。

以上より、地域金融機関は①超低金利の長期化による貸出金利の低下、②高齢化・人口減少による「規模の縮小」と「収益性の低下」という二重苦、③地域金融機関間の競争激化による貸出金利の低下という問題を抱えているといえる。なお、金融業界に大きな影響を与えうる FinTech についても注意する必要がある。

3.地域金融の将来像~1 県 1 行スタイル~

こうした経営環境の変化に対して、多くの地域金融機関は経営統合によるコスト削減により対応しようとしている。そこで、3章では地域金融機関にとって今後避けることのできないであろう、経営統合について焦点を当て、地域金融の将来像について考察することとする。

2016 年度においては、地域銀行 106 行中の過半数 54 行が赤字となっているなど地域金融

⁵金融庁. 平成 28 事務年度 金融レポート. 2017. p.28. https://www.fsa.go.jp/news/29/Report2017.pdf, (参照 2018-12-13).

機関を取り巻く経営環境は好ましくない6。それ故、不採算な金融機関が増加し、店舗・人員削減によるコスト削減を目的とした経営統合・連携を試みる地域金融機関は少なくない(図 1、図 2 参照)。もっとも、こうした地域金融機関間の経営連携・統合に関わらず、依然として地方部においては、人口減少に店舗削減が追い付かず、未だ地域金融機関の出店が過剰と考えられる地域も存在する(図 3 参照)。

図 1

表 平成 26 年以降の地域銀行の主な再編 (平成 29 年 10 月以降は予定)

平成 26 年 10 月	東京都民銀行と八千代銀行が統合し、東京 TY フィナンシャルグループ設立。					
平成 27 年 10 月	肥後銀行と鹿児島銀行が統合し、九州フィナンシャルグループ設立。					
平成 28 年 4 月	新銀行東京が東京 TY フィナンシャルグループの傘下に。					
	横浜銀行と東日本銀行が統合し、コンコルディアフィナンシャルグループ設立。					
	大正銀行がトモニホールディングスの傘下に。					
平成 28 年 10 月	足利ホールディングスと常陽銀行が統合し、めぶきフィナンシャルグループ設立。					
平成 29 年 10 月	十八銀行がふくおかフィナンシャルグループの傘下に。					
平成 30 年 4 月	りそなホールディングス傘下の近畿大阪銀行と、関西アーバン銀行、みなと銀行が統合。(商号					
	未定)					
	第四銀行と北越銀行が統合し、第四北越フィナンシャルグループ設立。					
	三重銀行と第三銀行が統合。(商号未定)					
平成 30 年 5 月	東京 TY フィナンシャルグループ内で東京都民銀行、八千代銀行、新銀行東京が合併してきらぼ					
	し銀行に。東京 TY フィナンシャルグループが東京きらぼしフィナンシャルグループに。					
平成 32 年 4 月	第四北越フィナンシャルグループ内で第四銀行と北越銀行が合併。(商号未定)					
(未定)	ふくおかフィナンシャルグループ内で十八銀行と親和銀行が合併。(商号未定)					

(出典) 「平成元年以降の提携・合併リスト(平成 29 年 4 月 28 日現在)」全国銀行協会ウェブサイト http://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-h/7454/ を基に筆者作成。

[出典]「日本型金融排除」への金融庁の取組. 観音寺命. 2017.

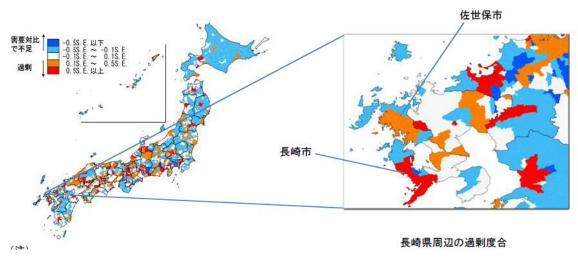
図 2

⁶ 金融仲介の改善に向けた検討会議. 地域金融の課題と競争のあり方. 2018. https://www.fsa.go.jp/singi/kinyuchukai/kyousou/20180411/01.pdf, (参照 2018-12-11).

変更日	変更前(旧金庫名)	変更後(新金庫	変更日	変更前(旧金庫名)	変更後(新金庫名)	
21.10.13	西中国信用金庫	西中国信用金庫	24.11.26	東山口信用金庫	東山口信用金庫	
	岩国信用金庫			防府信用金庫		
	下関市職員信用組合		25.11.5	大阪市信用金庫	大阪シティ信用金庫	
21.11.9	八戸信用金庫	青い森信用金庫]	大福信用金庫		
	あおもり信用金庫			大阪東信用金庫		
	下北信用金庫		26.1.6	三浦藤沢信用金庫	かながわ信用金庫	
21.11.24	北見信用金庫	北見信用金庫	26.2.24	十三信用金庫	北おおさか信用金庫	
	紋別信用金庫			摂津水都信用金庫		
22.1.12	山口信用金庫	萩山口信用金庫	28.1.12	大垣信用金庫	大垣西濃信用金庫	
	萩信用金庫			西濃信用金庫		
22.2.15	杵島信用金庫	九州ひぜん信用金庫	29.1.23	函館信用金庫	道南うみ街信用金庫	
	西九州信用金庫			江差信用金庫		
23.2.14	富山信用金庫	富山信用金庫	30.1.1	札幌信用金庫	北海道信用金庫	
	上市信用金庫			小樽信用金庫		

[出典] 一般社団法人全国信用金庫協会より筆者作成.





[出典] 金融仲介の改善に向けた検討会議. 地域金融の課題と競争のあり方. 2018.

更に、金融庁が、「各都道府県で本業(貸出・手数料ビジネス)の収益が、2 行分の営業経費の合計を上回るか」という競争可能性の試算を行ったところ、2 行での競争は困難であるが1 行単独であれば存続可能な都道府県が13 県、1 行単独であっても不採算な都道府県が23 県も存在すると報告している(図 4 参照)。そうだとすると、地域金融機関の収益性が向上

しない限り、持続可能なビジネスモデルを確立させるため、地域金融機関による経営統合が 不可欠であるといえる。

図 4

図表 22 各都道府県における地域銀行の本業での競争可能性 (モデルによる試算)



[出典] 金融仲介の改善に向けた検討会議. 地域金融の課題と競争のあり方. 2018.

以上より、経営状況の悪化を受けて地域金融機関は経営統合により、コスト削減を図ろうとしているものの、依然として一部の地方部では、地域の資金需要比で金融機関が過剰となっている。したがって、地域金融機関の収益性向上が見込めない以上、1 都道府県につき 1 地域金融機関といった程度の地域的独占・寡占状態に移行する必要がある。

4.現状における課題

3 章において、今後の地域金融機関のビジネスモデルが持続可能なものではないことを述べた。すなわち、地域金融機関にとって経営統合によるコスト削減が喫緊の課題であり、そ

の上で、地域的独占・寡占状態においても、収益を上げることのできる持続可能なビジネス モデルを構築する必要がある。しかし、現状においては、地域金融機関による経営統合は今 後、独占禁止法上、制約を受けることが考えられる。また、人口減少の進展する地方部にお いては、政府系金融と金融仲介という役割が競合する可能性が高く、継続的な収益を上げる ことが困難であると考えられる。そこで、本章では、地域金融機関の将来を踏まえて検討す べきと考えられる独占禁止法上の制約、及び政府系金融機関との競合について焦点を当てる。

4.1.今後の経営統合が直面する課題

3章で述べたように、現在は地域金融機関の経営統合が相次いでいる。もっとも、こうした経営統合は無制限に可能なものではなく、独占禁止法による制約を考慮する必要がある。前述のように全国において 1 つの都道府県において 2 行での競争が可能である都道府県は 10 県にとどまっており、ほとんどの都道府県は地方銀行 1 行による独占状態でなければ本業が存続不可能な環境となっている。こうした経営環境を鑑みると、今後の地域金融機関の経営統合は、「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」企業合併を禁止する独占禁止法との関連で許容されないものとなる。そこで、以下では、独占禁止法上の制約について検討することとする。

4.1.1.独占禁止法上の弊害

まずは最初に、地域金融機関の統合が独占禁止法上の問題を生じさせる場合について焦点を当てることとする。昨今は、公正取引員会が銀行統合の審査を長期化させる事案が多数確認される7。そこで、以下では公正取引委員会による審査長期化の事案について、長崎県における地方銀行の事例に照らしつつ(以下、「長崎事例」と呼ぶこととする)、考察することとす

⁷長崎県内における、ふくおかフィナンシャルグループ傘下の親和銀行(福岡市)と十八銀行(長崎市)の経営統合に関する公正取引委員会の審査が長期化した事案や新潟県内における、第四銀行(新潟市)と北越銀行(長岡市)の経営統合に関する公正取引委員会の審査が長期化した事案がその例である。

る。まずは最初に長崎事例の概要と独占禁止法の関連条文について触れることとする。

2016年2月、ふくおかフィナンシャルグループ下にある親和銀行(福岡市)と十八銀行(長崎市)が両銀行の統合を発表し、当初の予定では2018年4月には、親和銀行と十八銀行が合併されるはずであった。しかしながら、統合後銀行の長崎における中小企業向け融資シェアが75%となることを理由とし、公正取引委員会による両銀行統合の審査が長期化したことを受けて、両当事者銀行は無期限の統合延期を発表するに至った。

こうした金融機関の統合に関連する独占禁止法の規定としては以下の条文が存在する。まず、独占禁止法は、「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」合併等を禁止している(同法 15 条 1 項 1 号)。 そして、こうした合併を未然に防止するため、当事者の国内売上高等の要件を満たす一定の合併については、公取委への事前届出を要求し(同法 15 条 2 項)、公取委がその影響について事前に審査することとされている。通常の事前審査は 1 次審査のみで終了されるが、長崎事例では 2 次審査が開始された。加えて、2016 年 7 月 8 日に 2 次審査が開始され、公正取引委員会が条件付きの統合を承認したのは 2018 年 8 月であり、銀行の円滑な統合は 2 年もの間妨げられることとなった。このように公正取引委員会による審査が長期化していた背景には、地域金融機関の持続的なビジネスモデルの確立のためには経営統合が必要であるものの、一部の過疎地域において経営統合が進むと地域的な事占・独占状態をとらざるとえず、公正な競争という観点から、こうした統合は容認しがたいとの考慮があるといえる。

4.1.2.独占禁止法上の弊害に対する応急措置

そこで、こうした経営統合による地域的独占・寡占状態の抑止と地域金融機関の持続性の 確保という利害を調整するため、長崎事例においてはいかなる応急措置が採用されたのか。

この点について、企業結合審査のガイドラインである企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針を参照しつつ、検討する。

まず、同運用指針第6、1によると、企業統合が、独占禁止法上問題となりうるような場合

においても、当事者の講じる一定の措置がその問題を解消することができると判断された場 合には、当該措置を講じることを条件として、企業統合が許される場合があると規定され、 こうした措置は問題解消措置と呼ばれている。

では、いかなる問題解消措置が考えられるか、長崎事例において検討された問題解消措置 は、①店舗譲渡、②債権譲渡、③定期的な企業情報の開示、④第三者委員会による監視とい った4つが挙げられる。

①同一県内の他の金融機関に対して両当事者銀行の店舗を譲渡することで、地域的独占・ 寡占状態を回避するという問題解消措置が公正取引委員会により求められた。しかし、こう した要求に対して、両当事者銀行は、銀行の場合、複雑かつ多岐に亘る決済機能が数多く紐 付いており、取引先に負担を強いるため、店舗譲渡は支持し得ないとの見解を 2017 年 7 月 25 日のプレスリリース8にて公表している。事実、こうした問題解消措置が採用されることは なかった。

②についても同様に、同一県内の他の金融機関に対して両当事者銀行の貸付債権を譲渡す ることで、地域的独占・寡占状態を回避するという問題解消措置が公正取引委員会により求 められ、結果的には、債権譲渡による問題解消措置が採用されるに至った。具体的には、統 合後銀行が、1 千億円分の貸付債権(融資シェアのおよそ 10%程度に相当)を県内の他の金融 機関に譲渡し統合後の融資シェアを引き下げるという条件付きで公正取引委員会は両銀行の 統合を承認した9。

しかし、債権譲渡を活用した地域金融機関の経営統合に疑問を呈する見解も存在する。長 崎事例において、両当事者銀行は、債権譲渡に否定的な考えを示している(2017 年 7 月 25 日 プレスリリース)。なぜならば、貸出債権は地域金融機関が、時間をかけて築いた貸出先企業

⁸ ふくおかフィナンシャルグループ・十八銀行. 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ と株式会社十八銀行の経営統合のスケジュールに関するお知らせ. 2018.

http://ke.kabupro.jp/tsp/20180824/140120180824400553.pdf, (参照 2018-12-11).

⁹ 朝日新聞デジタル. 2018.

https://www.asahi.com/articles/photo/AS20180825000319.html, (参照 2018-12-11).

との信頼関係(リレーションシップバンキング)に基づくものであり、債務者たる借入企業の意向を無視した一方的な債権譲渡は受け入れがたいからである。加えて、金融庁は昨今、地域金融のあるべき姿として、貸出先企業との中長期的な信頼関係に基づき、経営状況・事業内容・将来性などを適切に評価し、融資判断を下すという「事業性評価」の重要性を訴え、こうした取り組みによる「地元密着型金融」の実現を掲げている10。そうだとすると、金融行政の観点からも債権譲渡を活用した経営統合は決して望ましいものではないといえる。

他方で③④といった問題解消措置は、長崎事例においては採用されることはなかったものの、これらの措置は、両当事者銀行により店舗譲渡・債権譲渡の代替案として、上記プレスリリースにおいて提案されたものである。③については、新規貸出金利等を情報開示することにより、統合後銀行が統合を理由に金利を引き上げていないことを定期的に確認できるようにする措置をいい、④は、「地元の利用者等の第三者により構成される委員会が統合後銀行の貸出行動を定期的に監視・評価する仕組みを導入し、統合後銀行がサービス品質を悪化させることがないように監視できるようにする措置をいう。加えて、両当事者銀行は、統合の目的が定量的・定性的に確認できる資料を開示することを約束するプレスリリースを 2018 年5月7日付で追加公表している11。

しかしながら、公正取引員会はこうした両当事者銀行の申し出を却下し、最終的には②債権譲渡による条件付き経営統合を選択するに至った。その根拠として、一般に、①②といった措置が③④といった措置よりも支持されるのは、当事者が一定の作為又は不作為を約束する問題解消措置の場合、統合後にそうした問題解消措置が遵守されているか否かを行政が継続的に監視する必要があり、問題解消措置としての実効性を担保することが困難なためである(山田・井上(2018))。

10金融庁. 平成 27 年度金融行政方針. 平成 27 年 9 月. p.12.

https://www.fsa.go.jp/news/27/20150918-1/01.pdf, (参照 2018-12-13).

¹¹ふくおかフィナンシャルグループ・十八銀行. 長崎県経済の活性化に貢献する経営統合の 実現に向けて. 2018. <u>https://contents.xj-</u>

storage.jp/xcontents/AS07869/a0407aa3/c172/4b11/bc43/c42c787caa13/20180507083637974s.pdf, (参照 2018-12-11).

以上より、長崎事例に照らすと、経営統合により地域的独占・寡占状態に陥る地域においては、原則として、①店舗譲渡②債権譲渡といった問題解消措置を講ずることで、地域的独占・寡占状態を許容するというのが、現行法上の限界であるといえる。しかしながら、こうした問題解消措置は望ましいものではなく、実際に両当事者銀行からも債権譲渡による経営統合を否定的に捉える見解が公表されており、昨今の金融行政の観点からもこれを否定的に評価するべきであろう。したがって、現行法上、独占禁止法により地域金融機関の経営統合が制約されるという弊害を解消する必要性があるといえる。

4.2.金融仲介機能の競合

更に、地域金融機関は政府系金融機関との競争にもさらされている。政府系金融機関12とは、 政府の出資金等により設立された金融機関であり、民間金融機関を補完するものとされている (簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第5条5号)。

平成 28 年度金融行政方針によると、政府系金融機関の取引企業の 6 割が、民間金融機関より政府系金融機関の借入条件の方が良かったと挙げている。加えて、平成 30 年 4 月の日本銀行金融システムレポートも、政府系金融機関の存在が金融機関の貸出金利の引き下げに拍車をかけている可能性を指摘している。

こうした背景に照らして、平成 29 事務年度の金融行政方針において、金融庁は、公的金融と民間金融の競合等の実態を調査し、政府系金融機関、民間金融機関、関係省庁と意見交換を行い、公的金融と民間金融の望ましい関係のあり方について議論を行う旨を表明している。また、財務省も、平成 30 年に「政策金融に関する関係省庁と民間金融機関との意見交換会」を開催し、同年夏にもう1度会議を開く方向である(日比、2018)。

以上より、現在、政府系金融機関と地域金融機関は、金融仲介機能という役割が実質的に

¹²政府系金融機関の例として、国際協力銀行、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構などがあげられる。地域金融機関と競合関係にあるものとしては、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫が挙げられる。

競合しており、人口減少が避けられない以上、今後も地域金融機関の貸出金利は低下し続けることが考えられる。

5.必要とされる解決策

4章において、現在、地域金融機関が抱える課題として、独占禁止法上の制約により地域金融機関の経営統合が妨げられるおそれがあること、及び金融仲介機能という地域金融機関と政府系金融機関の役割が競合していることを挙げた。そこで、本稿では、今後の地域金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築するために、上記の課題を解決する必要があると考え、①独占禁止法の適用緩和、②地域金融機関の役割の転換について考察を加える。

5.1.独占禁止法の適用緩和

地域金融機関の経営統合に対して独占禁止法が適用されることで、今後は地域金融機関の 円滑な経営統合が阻害される。そこで、かかる経営統合に独占禁止法の適用を緩和するため、 独占禁止法の改正、ないしはローカル・マネジメント法人の導入という解決策が考えられる。

5.1.1.独占禁止法の改正

過疎地域の地域金融機関による経営統合は、地域的独占・寡占状態につながるため、現在の法制度においては、独占禁止法上の差し止められる場合がある。とすると、地域金融機関の経営統合については、独占禁止法の適用除外を規定するため、独占禁止法を改正することが考えられる。

2018年11月には、安倍首相が、未来投資会議において、「地方におけるサービスを維持していくことを最優先に、独占禁止法が支障になって地方銀行の事業統合が進まない問題を解消する」旨の発言を行っており、独占禁止法自体の改正が注目され、現政権も独占禁止法の改正により、過疎地域における地域金融機関の経営統合を可能ならしめること検討しているといえよう。

5.1.2.ローカル・マネジメント法人の導入

他方で、少子高齢化や過疎化の進展により、今後地方部において、地域交通・小売店・介護などの不採算が続き、地域生活を支える基本的なサービスの提供が困難になるとの問題意識から、現在、政府において、新たな法人格として「ローカル・マネジメント法人¹³」(以下、「LM 法人」と呼ぶ)の創設が検討されている。地域金融という地域生活を支える基本的なサービスを継続的に提供するために、地域金融機関の法人格を LM 法人に変革することが選択肢の1つとして考えられる。

現時点では、LM 法人の明確な定義が確立されていないものの、一定の方向性は示されている(図5参照)。基本的には、LM 法人は NPO 法人の利点(非課税)と株式会社の利点(資金調達手段の多様さ)を取り入れた法人格となることが考えられている(木村(2015))。こうした特徴を有する LM 法人の導入の利点として、増田・冨山(2018)は、LM 法人に公益性が確保されているが故に、独占禁止法の適用緩和があると述べている。

図 5

¹³ LM 法人とは、2014 年から 2015 年までに開催された経済産業省の有識者会議「日本の『稼ぐ力』創出研究会」により提言された制度であり、その明確な定義は未だ確立されるに至っていない。経済産業省の「地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会」によると、「少子高齢化、過疎化等の社会情勢の変化に伴い、財政制約も相まって、地方の鉄道や路線バスの不採算路線の撤退が相次ぎ、小売店やガソリンスタンドの減少により生活必需品の入手が困難になるなど、地域に必要なサービスが継続的に提供されなくなるおそれが高まってきている。」との問題意識が示され、こうしたサービスを提供する事業主体として新たな法人格の必要性が主張されている。

		(任意団体) 権利 能力なき社団	認可地緣団体	(NPO法人) 特定 非営利活動法人	株式会社	ローカルマネジメント法人
根拠		_	地方自治法	特定非営利活動法 人	会社法	
事業内容		制限なし	地域的な共同 活動のための 不動産等の保 有	福祉等特定の分野に限定	商行為(定款 に掲げる事 業)	定款上、地域基礎サービスの質・ 量の維持を行うという公益目的を 事業内容に含めることとする(増 田・冨山(2018))
法人形態		_	非営利	非営利	営利	営利かつ非営利(増田・冨山 (2018))
課税		-	法人課税(収益 事業に係る所 得に対して)	法人課税(収益事 業に係る所得に対 して)	法人課税	事業の公益性に見合った優遇税制の適用が可能となろう(増田・冨山(2018)、木村(2015))
資金調達手段		個人名義の調達		会費、助成金、補助金、本来事業収入、借入金、運用 益。出資は不可		株式発行、社債発行(経産省、木村(2015))に拡大。但し、エクイティではなくデットによる調達が望ましい(増田・冨山(2018))
財産分配	剰余金分 配の可否	可	不可	不可	可	制限付きで可(経産省)。株主(配当水準に一定の制約を設けた種類株による、増田・冨山(2018))
	残余財産 の帰属先		規約で指定した 者(営利法人等は不可)・ 市町村	NPO法人・国、自 治体・公益法人 な ど	株主	残余財産の分配を全面的に禁止 することはしない(経産省)
外部監	査義務	無	無	無	必須	財務・事業報告にあたり、提供している地域基礎サービスの内容・水準などを開示し監査を受けることとする(増田・富山(2018))
メリット/デメリット		団体名義で法律行 為を行えなず、法 律行為を行うため には法人格の取得 が必要となる	組織であり、活 動地域が限定	事業内容が収益性 の低い特定の20分 野に限定されてい る		独禁法の適用緩和(増田・富山 (2018))。異なる法人間の経営統 合を容易にする(増田・富山 (2018))。

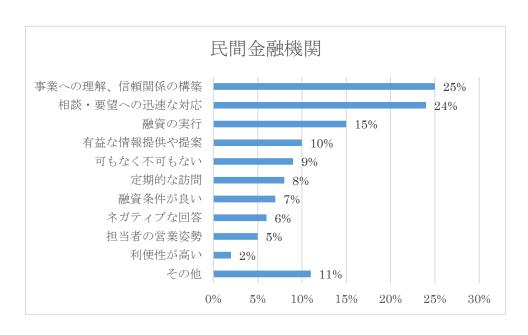
[出典] 木村俊文. 地方創生における「ローカル・マネジメント法人」とは.(2015)、経済産業省. 地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会「地域を支えるサービス事業主体のあり方について」(2016)、増田寛也、冨山和彦. 「ローカルマネジメント法人」の創設が日本を救う. 中央公論. 2018, p1-10.より筆者作成

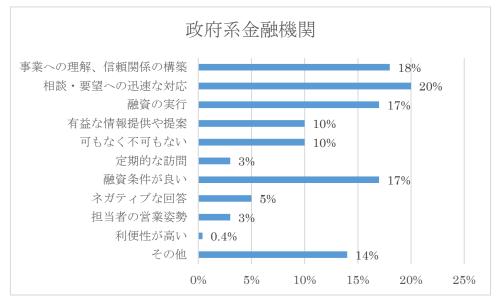
しかしながら、地域金融機関に対して LM 法人を導入することは現実的ではないと考える。 なぜなら、既存の会社法上の法人格を全く新しい法人格たる LM 法人に変更することは会社 の根幹の法制度を変更することに等しく、独占禁止法の改正という方法に比して、迂遠かつ 間接的であるからである。

5.2.金融仲介機能からコンサルティング機能へ

もっとも、経営統合により、地域金融機関のコスト削減をしたとしても、地域金融機関の将来は明るくないと考える。4.2.で述べたように、地域金融機関は政府系金融機関との競争にもさらされている。平成 28 年度金融行政方針によると、政府系金融機関の取引企業の 6 割が、民間金融機関より政府系金融機関の借入条件の方が良かったと挙げている。加えて、平成 30 年 4 月の日本銀行金融システムレポートも、政府系金融機関の存在が金融機関の貸出金利の引き下げに拍車をかけている可能性を指摘している。したがって、政府系金融機関との関係で、地域金融機関の将来を考察する必要がある。

そこでまず、政府系金融機関と地域金融機関との差異を詳しく検討する。金融庁が、民間金融機関と政府系金融機関との違いを明らかにするため、民間金融機関と取引関係のある事業者 7374 社、政府系金融機関と取引関係にある事業者 1561 社を対象にアンケート調査を実施した(図 6)。金融庁の調べによると、政府系金融機関の融資条件が良いと回答した事業者は 17%であるものの、民間金融機関の融資条件が良いと回答した事業者は 7%にとどまる。とすると、政府系金融機関に比較して、民間金融機関の融資条件は良いとはいえない。他方で、事業への理解・信頼関係の構築、相談・要望への迅速な対応という観点からは、政府系金融機関に比して、民間金融機関の方が好条件であることが明らかとなった。





[出典] 金融庁. 平成 28 事務年度 金融行政方針. 2018. p.25. より筆者作成

こうした調査結果に照らすと、地域金融機関は、事業への理解・信頼関係の構築、相談・要望への迅速な対応といった業務に長けており、政府系金融機関は、融資条件の良さに長けているといえる¹⁴。そうだとすると、政府系金融機関が今後も地方部において存続する以上、地

¹⁴ 政府系金融機関の存在目的が民間金融機関を補完する、いわば金融仲介のセーフティーネット的な役割であることに鑑みると、政府系金融機関の融資条件の方が良いことは、かかる

域金融機関は、その役割を金融仲介機能からコンサルティング機能に転換させることで、政 府系金融機関との競合を回避し、新たな持続可能なビジネスモデルを構築することができる のではないか。

6.結論

本稿では、厳しい経営環境にある地域金融機関を今後いかに持続させるかという観点か ら、行政ないしは地域金融機関が採るべき施策について検討した。まず、少子高齢化、マイ ナス金利政策などを理由とした地域金融機関の収益性の低下が今後も予想されることに鑑み ると、地域金融機関は、コスト削減を図る、及び新たなビジネスモデルを確立させることが 必要となる。そこで、1 都道府県につき 1 地域金融機関といった地域的独占・寡占状態に移 行させた上で、その役割をコンサルティング機能にシフトする必要があるのではないかと考 えられる。もっとも、現在の制度の下では、そうした状態に移行することは困難である。な ぜなら、地域的独占・寡占状態に陥るような経営統合が独占禁止法上、認められず、仮に認 められたとしても、金融行政及び地域金融機関にとって望ましくない条件が課せられること となる可能性があるからである。加えて、政府系金融機関と地域金融機関の金融仲介機能が 競合しており、政府系金融機関との差別化を図る必要がある。そこで、こうした問題を解決 するために独占禁止法の適用を除外するため、同法を改正するべきである。更に、地域金融 機関は現在の強みを活かすため、その役割を金融仲介機能からコンサルティング機能に変革 する必要があるのではないか。したがって、今後の地域金融機関の持続可能なビジネスモデ ルを確立するためにも、円滑な経営統合のための独占禁止法改正、及びコンサルティング機 能への特化が求められると言えよう。

存在目的に整合的であろう。

参考文献・参考資料

遠藤正之. FinTech が中小企業金融にもたらす影響. 日本政策金融公庫論集. 2017, p51-74. 小島卓也, 田實成朗. 包括的な金融サービスを実現するために. IT ソリューションフロン ティア. 2017, vol.34, no.3, p 6-11.

小立敬. 人口減少時代の地域銀行に求められる経営課題 -地域銀行の再編の背景と論点-. 野村 資本 市場 クォータリー 2014 Autumn. 2014. http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2014/2014aut07.pdf, (参照 2018-12-13).

- 木村俊文. 地方創生における「ローカル・マネジメント法人」とは. 農林中金総合研究所. 金融市場 2015 年 12 月号. https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/f1512ar1.pdf, (参2018-12-13).
- 菅谷幸一. 地方銀行が抱える問題とは? 第 1 回 今、地方銀行に何が起こっているのか. https://www.dir.co.jp/report/research/introduction/financial/regionalbank/201 70116_011580.pdf, (参照 2018-07-27).
- 菅谷幸一. "地方銀行が抱える問題とは? 第 3 回 厳しさを増す地方銀行の経営環境(1)" .

 大 和 総 研 .

 https://www.dir.co.jp/report/research/introduction/financial/regionalbank/201
 70130_011642.pdf, (参照 2018-07-27).
- 菅谷幸一. "地方銀行が抱える問題とは? 第 4 回 厳しさを増す地方銀行の経営環境(2)"
 大 和 総 研
 https://www.dir.co.jp/report/research/introduction/financial/regionalbank/201

https://www.dir.co.jp/report/research/introduction/financial/regionalbank/20170206_011659.pdf, (参照 2018-07-27).

菅谷幸一. "地方銀行が抱える問題とは? 第 9 回 地方銀行における FinTech の存在". 大 和 総 研 .

https://www.dir.co.jp/report/research/introduction/financial/regionalbank/20170403 011880.pdf, (参照 2018-07-27).

- 堀内勇世. "銀行の再編に関する法律など". 大和総研. https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20140624 008683.pdf, (参照 2018-12-13).
- 堀内勇世. "信用金庫の再編に関する法律など". 大和総研. https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20140723 008777.pdf, (参照 2018-12-13).
- 堀内勇世. "信用組合の再編に関する法律など". 大和総研. https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20140811_008839.pdf, (参照 2018-12-13).
- 日比規雄. 地域銀行の現状と課題 —求められる経営基盤の確立—. 立法と調査. 2018, No.402, p50-64.
- 増田寛也. 地方消滅 東京一極集中が招く人口急減. 初版, 東京, 中央公論新社, 2014.
- 増田寛也, 冨山和彦. 「ローカルマネジメント法人」の創設が日本を救う. 中央公論. 2018, p1-10.
- 山田広毅・井上 俊介. 地域金融機関統合における金融庁の考え方と独禁法上の問題. 2018. https://thefinance.jp/law/180802, (参照 2018-12-11).
- 朝日新聞デジタル. 2018. https://www.asahi.com/articles/photo/AS20180825000319.html, (参照 2018-12-11).
- 一般社団法人全国信用組合中央協会. http://www.shinyokumiai.or.jp/gaiyo/gaiyo01.html, http://www.shinyokumiai.or.jp/gaiyo01.html, <a href="http://www.shinyokumiai.or.jp/gaiyo0].
- 金融庁. 平成 28 事務年度 金融行政方針. 2016. https://www.fsa.go.jp/news/29/Report2017.pdf, (参照 2019-1-19).
- 金融庁. 平成 29 事務年度 金融行政方針. 2017.

https://www.fsa.go.jp/news/29/2017StrategicDirection.pdf, (参照 2019-1-19).

- 金融仲介の改善に向けた検討会議. 地域金融の課題と競争のあり方. 2018. https://www.fsa.go.jp/singi/kinyuchukai/kyousou/20180411/01.pdf, (参照 2018-12-11).
- 銀行図書館. 銀行変遷しデータベース. http://www.opac1.com/bank/index.php, (参照 2018-12-13).
- 日 本 銀 行 . 金 融 シ ス テ ム レ ポ ー ト . 2018. https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/data/fsr180419a.pdf, (参照 2018-1-19).
- ふくおかフィナンシャルグループ・十八銀行. 株式会社ふくおかフィナンシャルグループと 株式会社十八銀行の経営統合のスケジュールに関するお知らせ. 2018. http://ke.kabupro.jp/tsp/20180824/140120180824400553.pdf, (参照 2018-12-11).
- ふくおかフィナンシャルグループ・十八銀行. 長崎県経済の活性化に貢献する経営統合の実現に 向けて . 2018. https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS07869/a0407aa3/c172/4b11/bc43/c42c787caa13/20180507

 083637974s.pdf, (参照 2018-12-11).